

野田市告示第199号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年6月15日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 111枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-5-1	立看板 はり札	— 4	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿 江戸町～関宿台町	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-2	立看板 はり札	— 24	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511～ふれあい 中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-3	立看板 はり札	— 6	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	令和5年5月10日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-4	立看板 はり札	— 4	つくば野田線～市道1170～1160～結城野田線～市道2 200～越谷野田線～つくば野田線～市道1061～1160 ～結城野田線～市道1220～32001～つくば野田線～市 道2390～1160～1061 宮崎～野田～上花輪～中野台～中野台鹿島町～野田～上花輪～ 清水～中野台鹿島町	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-5	立看板 はり札	— 31	市道1061～21064～21081～11019～208 0～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目 ～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-6	立看板 はり札	— 4	市道2100～22224～22222～2100～2234 8 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	令和5年5月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-7	立看板 はり札	— 32	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～ 2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-8	立看板 はり札	— 2	市道1280～2250 三ツ塚～西三ヶ尾～二ツ塚	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-5-9	立看板 はり札	— 4	我孫子関宿線 二ツ塚～木野崎～目吹	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	令和5年5月24日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	